

平成26年度

霧島市水道事業会計予算書

鹿 児 島 県 霧 島 市

平成26年度 霧島市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成26年度霧島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	(a) 水道事業	46,600 戸	
	(b) 簡易水道事業	10,500 戸	
	計	57,100 戸	
(2) 年間総給水量	(a) 水道事業	13,700,000 m ³	
	(b) 簡易水道事業	3,100,000 m ³	
	計	16,800,000 m ³	
(3) 一日平均給水量	(a) 水道事業	37,534 m ³	
	(b) 簡易水道事業	8,493 m ³	
(4) 主要な建設改良工事の概要			
(a) 水道事業			
イ. 配水管布設工事	県道北永野田小浜線		外 6 件
ロ. 配水管布設替工事	国道10号		外 20 件
ハ. 設備工事	クラウド型遠方監視システム設置工事		
(b) 簡易水道事業			
イ. 配水管布設工事	市道古城正牟田線		外 4 件
ロ. 配水管布設替工事	永水地区		外 25 件
ハ. 設備工事	池ノ谷水源地ポンプ取替工事		外 6 件

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	水道事業収益	1,897,541	千円
第1項	営業収益	1,829,994	千円
第2項	営業外収益	67,546	千円
第3項	特別利益	1	千円
第2款	簡易水道事業収益	511,508	千円
第1項	営業収益	372,788	千円
第2項	営業外収益	138,719	千円
第3項	特別利益	1	千円
	収入合計	2,409,049	千円

		支 出	
第1款	水道事業費用		1,477,610 千円
	第1項 営業費用		1,349,369 千円
	第2項 営業外費用		105,180 千円
	第3項 特別損失		22,061 千円
	第4項 予備費		1,000 千円
第2款	簡易水道事業費用		547,875 千円
	第1項 営業費用		513,590 千円
	第2項 営業外費用		33,535 千円
	第3項 特別損失		250 千円
	第4項 予備費		500 千円
	支 出 合 計		2,025,485 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,441,091千円は、当年度分損益勘定留保資金872,590千円、建設改良積立金取りくずし額484,923千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額83,578千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	水道事業資本的収入		3,000 千円
	第1項 工事負担金		3,000 千円
	収 入 合 計		3,000 千円

		支 出	
第1款	水道事業資本的支出		784,068 千円
	第1項 建設改良費		616,764 千円
	第2項 企業債償還金		167,304 千円
第2款	簡易水道事業資本的支出		660,023 千円
	第1項 建設改良費		541,174 千円
	第2項 企業債償還金		118,849 千円
	支 出 合 計		1,444,091 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 344,092千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 簡易水道事業で借り入れた企業債の償還及び児童手当に要する経費に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は80,511千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

平成26年2月18日 提出

霧島市長 前田 終 止